

第二次宮崎労働局メンタルヘルス対策推進計画の概要

「第二次宮崎労働局メンタルヘルス対策推進計画」は、事業場に対するメンタルヘルス対策の普及促進を図るため、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年3月31日健康保持増進のための指針公示第3号)、改正労働安全衛生法(平成26年法律第82号、平成26年6月25日公布)、改正労働安全衛生規則(平成27年厚生労働省令第94号、平成27年4月15日公布)、「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」(平成27年5月1日基発0501第7号)に基づき、宮崎労働局において、管内の実情に応じた推進計画を策定したものです。

現状と課題

- 第一次宮崎労働局メンタルヘルス対策推進計画(平成25～26年度)に基づく対策推進の結果、労働者数100人以上の事業場(県内約400事業場)における取組状況は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場〔第一次計画重点4項目(①「メンタルヘルス推進担当者の選任」、②「労働者に対する教育研修、情報提供」、③「管理監督者に対する教育研修、情報提供」及び④「心の健康づくり計画の策定」)すべてを実施している)」の割合は、**57%**(平成27年3月末宮崎労働局集計)、「職場におけるメンタルヘルス問題に関心を持ち、何らかの取組を行っている事業場」の割合は、**88%**(平成26年5月実施「メンタルヘルス対策自主点検」結果)でした。
- 今後の課題として、労働者数100人未満の事業場に対する同取組は十分とは言えない状況にあります。
- また、平成26年6月25日公布の改正労働安全衛生法により、平成27年12月1日からは、事業場規模50人以上の事業場で義務となるストレスチェック(労働者の心理的な負担の程度を把握するための医師又は保健師等による検査)が適正に実施されることが求められます。

計画の目標

- ▲ ストレスチェックの実施について、集団指導・個別指導等あらゆる機会に周知・啓発を図り、事業場における定着を図る。
- ▲ 平成29年度末までに、労働者数50人以上の事業場において、ストレスチェックを実施しメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を**90%以上**とする。

計画の期間

平成27年度 から 平成29年度 までの 3か年

ポイント① 推進計画の目標 について

「ストレスチェックを実施しメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場」とは、以下の(1)及び(2)から(5)のいずれかのメンタルヘルス対策重点事項が行われている事業場であること。

- (1) ストレスチェックの実施
- (2) 「事業場内メンタルヘルス推進担当者」の選任
- (3) 管理監督者への教育研修
- (4) 労働者への教育研修
- (5) 「心の健康づくり計画」の策定

ポイント② ストレスチェック等 の義務化を踏まえた 周知啓発について

管内業界団体、労働災害防止団体等の総会、安全衛生大会等あらゆる機会を利用し、周知啓発を行う。

- (1) 地方自治体等の広報紙への掲載依頼
- (2) 宮崎労働局HP「ストレスチェック制度に関する情報サイト」を掲載
- (3) ストレスチェック分析・集計のための公開プログラム(支援ツール)を紹介、活用を呼び掛ける。等々

ポイント③ 対策促進に係る役割 分担、連携について

- 宮崎労働局
推進計画の策定、自主点検アンケート調査の実施・分析、指導対象事業場リストの作成等
- 宮崎・延岡・都城・日南労働基準監督署
集団指導(事業場研修会)の実施、事業場個別指導の実施等
- 宮崎産業保健総合支援センター
専門家による総合相談窓口の開設、普及促進のための個別訪問支援、専門的研修の実施等
- 県内地域産業保健センター(中部地域・県北地域・都城西諸地域・南那珂地域)
労働者数50人未満の小規模事業場に対する支援、登録産業医による個別訪問指導等

